

八王子市教育委員会殿

学校名 八王子市立第二小学校
校長名 岡 島 政 吉 印

平成18年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1. 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を尊び、調和のとれた豊かな人間性と、生涯を通じて自ら学ぶ意欲に満ちた個性豊かな人間を育成するため、次の児童像の実現を目指す。

よく考え 工夫する子ども
責任を果たし よく働く子ども
健康で 心豊かな子ども

「よく考え 工夫する子ども」を重点目標とし、自発的・自主的に学習し、充実した生活を送ることができる、行動力ある児童の育成を図る。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ・ 全教育活動を通して、あらゆる偏見や差別の不合理に気付かせ、相手の立場に立って考え、行動し、自他共に伸びようとする態度を育てる。
- ・ 授業時数を十分確保し、一人一人の児童がゆとりや充実感をもって学習できるようにする。また、基礎的・基本的な内容を重視し、確かな学力の定着を図るため、少人数授業等、個に応じた指導を推進する。
- ・ 校内研究を通して特別支援教育の充実に努め、一人一人の児童の教育的ニーズに応じた指導の実現を目指し、日々の授業を見直し、改善する。
- ・ 保護者、地域の方と連携して、読書活動を推進したり、クリーン活動を実施したりして、児童の学習環境の充実を図る。
- ・ 「総合的な学習の時間」において、児童自らが、主体的に学習しようとする意欲を喚起し、問題解決的学習や探求活動・体験を通して、思考力・判断力・実践力を培い、自己の生き方を考えることができるように努める。
- ・ 全教育活動を通して、児童の内面に根ざした道徳性を養い、思いやりや助け合う心を育てるとともに、責任をもち、ねばり強くやりぬく能力や態度を育てる。
- ・ 自他の生命を尊び、健康で活力ある学校生活を実現するために、安全に関する環境整備に努めるとともに、児童の危険回避能力を高め、生涯を通じて健康で安全に生きるための基礎を養う。
- ・ 一人一人の児童を共感的に理解するとともに、児童の相互理解を深めさせ、いじめや不登校等の予防に努める。
- ・ 外部評価・学校評議員制度を活用し、開かれた学校づくりを一層推進するとともに、児童の健全育成に努め、郷土を愛する心情を養う。学校を開放し、学校と地域との交流を一層深める。
- ・ スクールガードリーダーや学校安全ボランティア、保護者、地域、関係諸機関との連携をより一層密にし、学校の安全管理体制の強化を図る。

2. 指導の重点

(1) 各教科、道徳、特別活動 等

ア 各教科

- ・学力向上推進プランに基づき、少人数授業、習熟度別学習等、個に応じた指導を推進し、基礎的・基本的な内容の定着と学力の向上を図る。
- ・全ての学習の基礎となる、聞く、話す力など国語力の向上を目指す。そのため、保護者・地域の方と連携し読書活動を推進する。
- ・一人一人の児童が主体的に学べるよう「楽しく学び・よく分かる」授業を創造する。
- ・地域の学習素材の教材化に努め、体験的学習を重視し、自ら課題をもって学習に取り組み、自力で解決していく主体的な態度を育てるとともに、地域の伝統・文化・自然に親しみをもたせる。
- ・言語環境を整え、児童一人一人が自ら考え、豊かに表現できる能力を身につけ、発達段階に即した自己表現を達成できるように努める。

イ 道徳

- ・道徳の時間の授業時数を十分確保し、心のノートを活用しながら、全教育活動を通して道徳的実践力を育てる。
- ・自分を大切にし、人を大切にする生き方、生命を大切にする心を育てる。
- ・正しい判断力を基に自己の役割や責任を自覚し、共に成長を図ろうとする態度を育てる。
- ・困難にもくじけない強い意志と、最後まで粘り強くやり抜く態度を育てる。
- ・道徳授業地区公開講座を実施し、保護者や地域と連携し、道徳教育の一層の充実を図る。

ウ 特別活動

- ・児童の個性の伸長を図り、集団の一員としての自覚と責任感を培う。また、交流活動を通して充実した学校生活の実現を目指し、豊かな人間関係を育成することを通して、心身の調和的発達を図る。
- ・委員会活動や係活動を通し、自分の果たす役割や活動について理解させ、主体的に創意ある活動が運営できる実践的な能力を培う。

エ 総合的な学習の時間

- ・学び方や考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的・創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。
- ・自然体験、ボランティア活動等の社会体験を通して、豊かな心を育て、自他共に生きようとする態度を育てる。
- ・様々な事件・事故から児童が自ら生命を守ろうとする態度や危険回避能力を高めるために、保護者、地域、関係諸機関と連携して地域安全マップの作成をする。

(2) 特色ある教育活動

- ア 人権尊重教育推進の立場から、特別支援教育、男女平等教育等の推進を通して、対等・平等・共生等、正しい人権感覚の育成を図る。
- イ 交通安全教室、セーフティ教室を保護者・地域の方との連携のもとで実施し、地域ぐるみの健康・安全、防犯教育を推進する。
- ウ 関係諸機関や近隣の養護学校との連携のもと、特別支援教育を全校体制で推進し、一人一人の児童の教育的ニーズにこたえ、保護者・地域の方に対する啓発活動を推進する。
- エ 地域の特性を生かし、学区内に点在する寺社の史跡・建造物や街道など、地域の文化、歴史を尊重する態度を育成する。また、浅川を題材とした学習を通し、自然や人々の生活とのかかわりに関心をもたせ、環境保全の視点から自分の生活を振り返り、環境問題や環境保全の活動に主体的・実践的にかかわる態度を育てる。
- ウ 地域のお年寄りを招く「ふれあい給食」や異年齢集団「ともだち班」を主体とした交流、心身障害学級との交流、二小まつり、ランチルームの活用等を通して、心の教育を推進し、好ましい人間関係をはぐくむ。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ・日常生活における基本的な行動様式を身に付けさせ、善悪の判断をし、自主的に行動する児童を育てる。
- ・生命の尊重及び健康・安全に関する態度・能力を育成する。
- ・教育相談研修会や生活指導朝会を通して、教職員間の連携を密にする。また、校内支援委員会を中心に教育相談体制を整え、さらに登校支援ネットワークなど関係諸機関とも連携しながら、いじめ・不登校等の課題に組織的に対応する。
- ・保護者や近隣中学・幼稚園・保育園と連携し、生活指導体制の一層の充実を図る。

イ 進路指導

- ・将来への希望をもち、生涯を通じて自己の向上に励む意欲と態度を育てる。
- ・望ましい勤労観、職業観を育てる。
- ・保護者や近隣中学校との連携を密にした進路指導体制づくりを進める。